

# 自治大学校の研修課程のあり方に関する検討会 (第1回) 資料

---

令和4年3月23日 (水)  
自治大学校



# 目 次

・ 検討会開催要綱	.....	1
・ 構成員名簿	.....	3
・ 検討スケジュール（案）	.....	4
・ 自治大学校の研修課程のあり方について	.....	5



# 検討会開催要綱①

## 1 趣旨

自治大学校においては、平成30年度に基本法制研修の創設など研修体系の見直しを行なったところであり、一定の期間が経過したことから、前回見直しの検証と今後の研修のあり方について検討すべき時期に来ている。

特に、今後、少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少、人々のライフコース・価値観の多様化、大規模災害・感染症リスクの増大、デジタル社会の進展など地方公共団体を取り巻く社会状況は大きく変化し、行政課題の更なる複雑化・多様化が見込まれる中で、地方公務員の定年の段階的引き上げなど制度改正も予定されていること等も踏まえ、地方公共団体の人材育成に資する研修を推進していく必要がある。

このため、本検討会では、今後の自治大学校の研修課程のあり方について検討を行う。

## 2 名称

本検討会の名称は、「自治大学校の研修課程のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）とする。

## 3 検討項目

研修体系の見直しの検討及びこれを踏まえた今後の研修課程のあり方及びカリキュラムの方向性（専門課程を含む）について検討し、報告書を取りまとめる。

## 4 構成員

検討会の構成員は別紙のとおりとする。



## 検討会開催要綱②

- 5 座長**
  - (1) 検討会に、座長1人を置く。
  - (2) 座長は、会務を総理する。
  - (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。
  
- 6 議事**
  - (1) 検討会の会議は、座長が招集する。ただし、第1回の検討会は総務省自治大学校長が招集する。
  - (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に検討会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
  - (3) 検討会の会議は、原則として公開しないが、会議の終了後、配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。ただし、座長が必要と認めるときは、配布資料を非公表とすることができる。
  
- 7 雑則**
  - (1) 検討会の庶務は、総務省自治大学研究部において処理する。
  - (2) 本要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。



## 構成員名簿（別紙）

- 大杉 寛 (東京都立大学法学部教授)
- 小野寺克彦 (宮城県市町村自治振興センター・宮城県市町村職員研修所所長)
- 小岩 正貴 (総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長)
- 佐々木 浩 (SMBC日興証券株式会社顧問)
- 辻 琢也 (一橋大学大学院法学研究科教授)
- 中濱 淳史 (香川県総務部人事・行革課長)
- 八坂 志朗 (立川市行政管理部人事課人材育成推進担当課長)
- 柳田 香 (さいたま市総務局人事部人材育成課長)

(五十音順、敬称略)



# 今後の検討スケジュール（案）

回	日時	検討テーマ
第1回	令和4年3月23日 (オンライン)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 研修課程のあり方について (平成30年度の研修体系見直しの概要と その後の状況、今後の方向性)</li></ul>
第2回	令和4年4月下旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 研修課程のあり方について (今後の方向性についてのより具体的な 検討)</li></ul>
第3回	令和4年5月～6月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 報告書とりまとめ</li></ul>

# 自治大学校の研修課程のあり方について

---

- 自治大学校の研修課程の全体像
- 自治大学校の一般研修課程（令和3年度）
- 平成30年度の研修体系見直し
- 平成30年度の研修体系見直し後の状況
- 研修体系に係る今後の方向性について
- 自治大学校の専門研修課程（令和3年度）
- 自治大学校におけるeラーニングの活用
- 検討会の論点（案）



# 自治大学校の研修課程の全体像

## ○一般研修課程

- ・ 将来の地方公共団体を担う幹部候補生や、中枢幹部職員を目指す管理職職員に対して、行政課題の解決に向けた施策を企画・立案できる能力や、組織方針を構想しその実現に向け適切に判断する能力を養成する。

⇒ 第1部課程、第2部課程、第1部・第2部特別課程、第3部課程

## ○専門研修課程

- ・ 特定の行政分野に必要とされる高度で専門的な知識、実務処理能力の充実を図る。

⇒ 税務専門課程(税務・徴収コース、会計コース)、監査・内部統制専門課程

## ○特別研修等

- ・ 大学院と連携して実践的で高度な政策形成能力の形成を図る。
- ・ 短期間で個別の行政分野の知識の習得を図る。

⇒ 修士課程連携特別研修、人材育成担当部局幹部セミナー、地域脱炭素初任者研修【R4新規】、全国地域づくり人財塾特別研修、ICT人材育成特別研修、自治体CIO育成研修、医療政策短期特別研修、防災・危機管理特別研修、自治体危機管理・防災責任者研修、災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修





# 自治大学校の一般研修課程（令和3年度）

## 〔第1部課程〕

管理職への昇任を目指す幹部候補生として自治体から推薦を受けた職員を対象  
 研修期間： 年2回、宿泊研修約3か月（基本法制研修を含め約4か月）  
 定 員： 各期 80名

## 〔第2部課程〕

市町村の管理職への昇任を目指す幹部候補生として自治体から推薦を受けた職員を対象  
 研修期間： 年4回、宿泊研修約2か月（基本法制研修を含め約3か月）  
 定 員： 各期 80名

## 〔第1部・第2部特別課程〕

管理職への昇任を目指す女性幹部候補生として自治体から推薦を受けた職員を対象  
 研修期間： 年2回、eラーニング又は基本法制宿泊研修約1か月＋宿泊研修約1か月  
 定 員： 各期 120名

## 〔第3部課程〕

部局長への昇任を控えた自治体から推薦を受けた課長職以上の職員を対象  
 研修期間： 年1回、宿泊研修約3週間  
 定 員： 各期 120名

令和3年度 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
第1部課程			136期					137期				
(基本法制研修A)		6期					7期					
第2部課程			192期			193期			194期		195期	
(基本法制研修B)		6期					7期					
第1部・2部特別課程				通信研修		41期					通信研修	42期
第3部課程				111期								



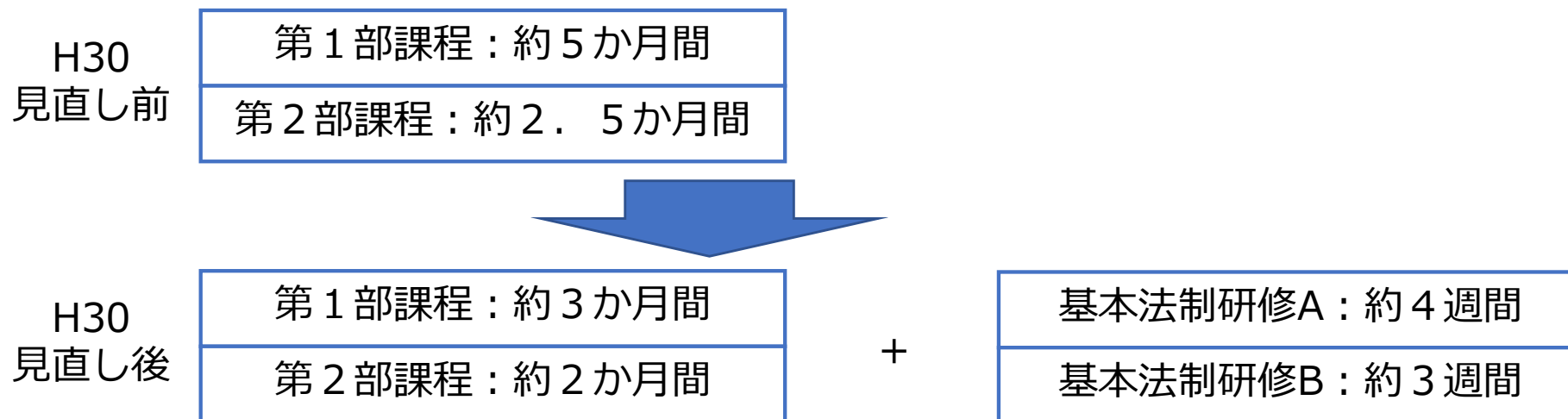
# 平成30年度の研修体系見直し①

## 【背景】

- ・ 第1部課程における受講生の減少傾向
- ・ 第2部課程における派遣実績なしの団体の多さ

## 【見直し概要】

- ・ 第1部課程及び第2部課程について、各種の演習を集中的に実施するとともに、政策形成能力を高める講義を厳選
- ・ あわせて、法制課目については選択制の基本法制研修に移行することにより、参加しやすい研修期間を設定



- ・ 研修生の定員を1回あたり80名に抑制する一方、第2部課程の開講を年3回から4回に増加



# 平成30年度の研修体系見直し②

## 研修課目・時限数の比較【第1部課程】

	H29 第129期 ①	R3			増減 (②-①)
		合計 ②	基本法制 研修A7期	第137期	
	464	372	103	269	▲ 92
講義課目	314	208	97	111	▲106
演習課目	132	149	-	149	+ 17
その他	18	15	6	9	▲ 3

### 【主な新設・増加課目】

講義：自治体DX(0→2)、情報セキュリティ(0→2)、グリーン社会の実現と求められる自治体の役割(0→2)、地方公共団体の感染症対策(0→2)、地域の防災対策(0→2)、地方財政論(4→7)

演習：政策立案演習(78→91)、事例演習(13→16)、条例立案演習(15→17)

### 【主な廃止・削減課目】

講義：地方税財政制度(16→0)、経済学(12→0)、自治体訟務(10→0)、行政経営の理論と実践(6→0)、公共経済と公共選択(4→0)、財務諸表を読み解く(4→0)、租税法(4→0)、公共政策形成の基礎(3→0)、組織運営の両輪(3→0)、産業政策論(3→0)、コミュニケーション論(3→0)、今後の日本経済(2→0)、比較地方自治論(2→0)、地方分権改革(2→0)、NPOと行政(2→0)、地域政策概論(2→0)、過疎・中山間地域の課題と展望(2→0)、自治体の資金調達(2→0)、公共施設の総合管理(2→0)、地方自治監査概論(2→0)、組織マネジメント(2→0)、地方自治制度(24→20)、地方公務員制度(14→10)、行政法(28→23)、民法(24→20)



# 平成30年度の研修体系見直し③

## 研修課目・時限数の比較【第2部課程】

	H29 第181期 ①	R3			増減 (②-①)
		合計 ②	基本法制 研修B7期	第195期	
	252	233	55	178	▲ 19
講義課目	147	122	49	73	▲ 25
演習課目	91	97	-	97	+ 6
その他	14	14	6	8	± 0

### 【主な新設・増加課目】

講義：地方公共団体の感染症対策(0→2)、観光による地方創生(0→2)、地域の歴史遺産・文化資産の活用による観光振興(0→2)、地域を持続可能とする公共交通維持・確保策(0→2)、地域の防災対策・避難所運営(0→2)、グリーン社会の実現と求められる自治体の役割(0→2)

演習：政策立案演習(62→78)

### 【主な廃止・削減課目】

講義：経済学(11→0)、憲法(6→0)、自治体行政の諸課題(4→0)、地方分権改革(3→0)、これからの自治体の財政運営(2→0)、地域コミュニティと行政(2→0)、公共施設の総合管理(2→0)、シティプロモーション(2→0)、自治体のクレーム対応とその活かし方(2→0)、情報公開と個人情報保護(2→0)、組織・行政の危機(2→0)、地方公務員制度(8→6)、行政法(14→12)

演習：事例演習(19→13)、ファシリテーション演習(3→0)



# 平成30年度の研修体系見直し後の状況

## ○第1部課程

- 研修生は見直し前と概ね同水準（新型コロナ禍の影響が生じる前のH30、R1）
- 9割以上の研修生が基本法制研修Aをセットで受講
- 従来よりも研修期間が短くなった上に、基本法制研修と第1部課程を分離したため、基本法制の課目の履修や効果測定の準備、第1部課程の演習の準備の日程などがタイトになり、研修生の負担が大きいとの意見あり。
- 基本法制研修を受講しない研修生が少数のため、後から研修生の輪に入らなければならず、心理的な負担が大きいとの意見あり。

## ○第2部課程

- 研修生は見直し前と比べて減少傾向（年間340～370人→H30：307人、R1：268人）
- 概ね7割の研修生が基本法制研修A又はBをセットで受講している一方、約3割の研修生は第2部課程のみの受講。特に上半期、下半期それぞれの後半の第2部課程は基本法制研修と第2部課程の間に約2.5か月の間隔が空くことから、基本法制研修を受講しない研修生が多い。地方自治体からは、基本法制研修と第2部課程が連続する日程にしてほしいとの意見あり。

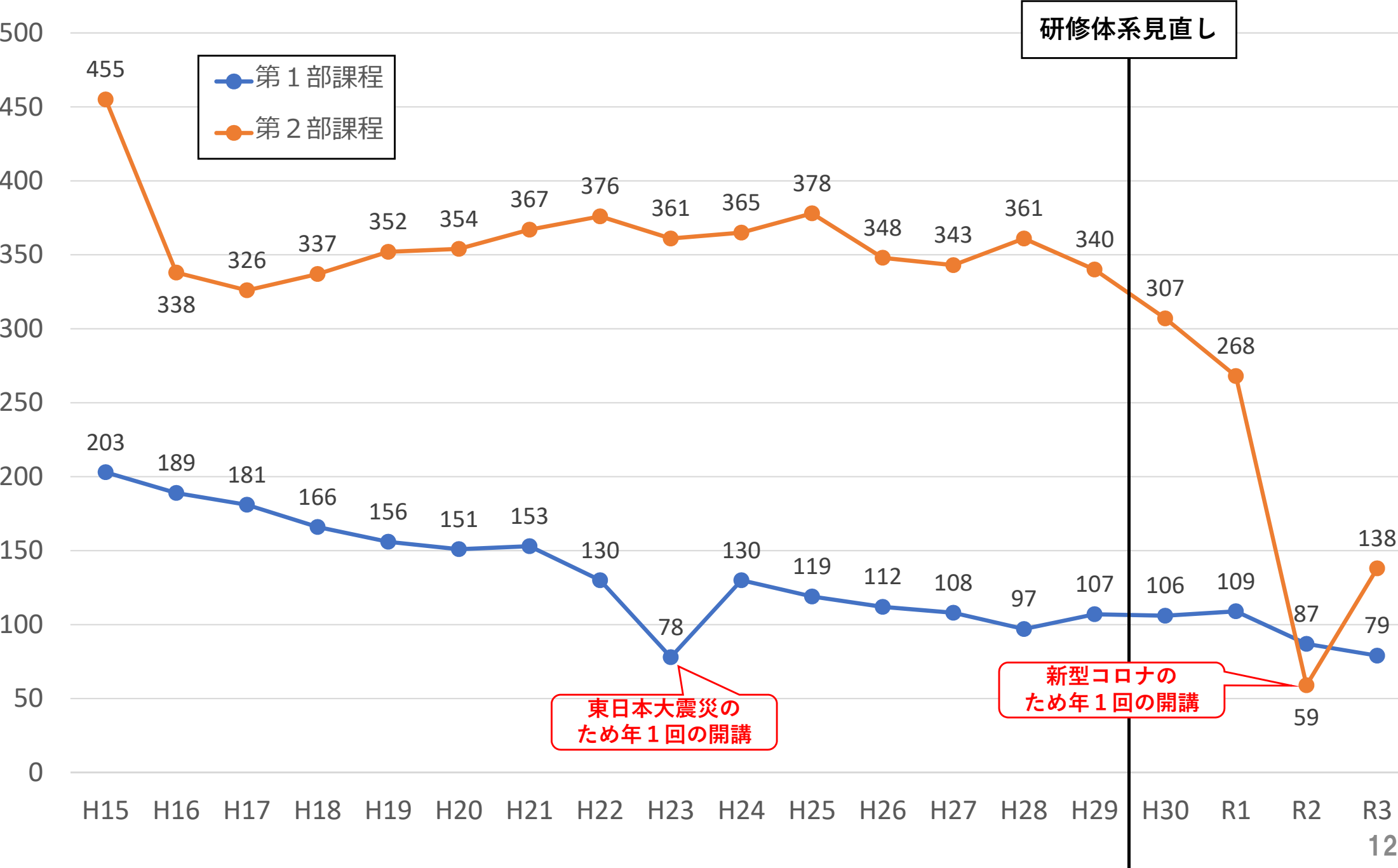
## ○両課程共通

- 基本法制研修を担当する外部講師から、法制課目の開講が短期間のため、本務の大学における業務との日程調整が困難との意見あり。



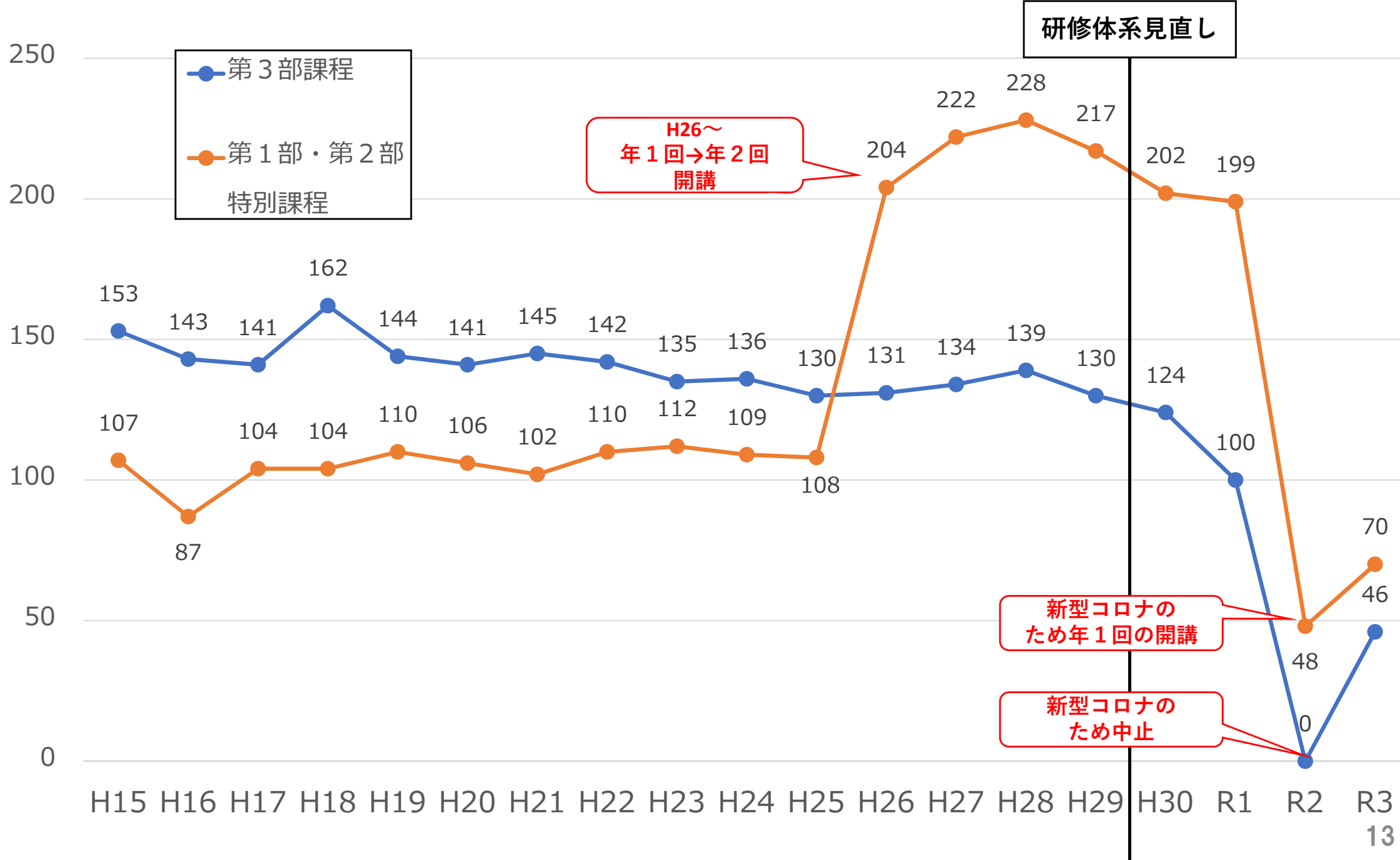
# 第1部課程／第2部課程研修生の推移

参考





# 第3部課程／第1部・第2部特別課程研修生の推移





# 研修生の基本法制研修受講状況

参考

○第1部課程 → 9割以上の研修生が基本法制Aを受講（第134期を除く）

	H30		R1		R2	
	第130期	第131期	第132期	第133期	第134期(*)	第135期
研修生総数	54	52	58	51	30	49
うち 基本法制A受講	52 (96.3%)	50 (96.2%)	56 (96.6%)	48 (94.1%)	23 (76.7%)	47 (95.9%)
うち第1部のみ	2	2	2	3	7	2

(\*) 新型コロナウイルス感染拡大のため、通常と異なり第1部課程終了後に基本法制研修Aを受講

○第2部課程 → 約1割が基本法制A、約6割が基本法制Bを受講（約3割は基本法制を受講せず）  
特に基本法制と第2部課程が連続しない期は基本法制を受講しない研修生が多い

	H30				R1				R2
	第182期	第183期	第184期	第185期	第186期	第187期	第188期	第189期	第190期
研修生総数	81	50	82	94	63	50	80	75	59
うち 基本法制A受講	13 (16.0%)	4 (8.0%)	14 (17.1%)	7 (7.4%)	9 (14.3%)	0 (0.0%)	13 (16.3%)	9 (12.0%)	19 (32.2%)
うち 基本法制B受講	61 (75.3%)	16 (32.0%)	63 (76.8%)	52 (55.3%)	49 (77.8%)	14 (28.0%)	53 (66.3%)	45 (60.0%)	27 (45.8%)
うち第2部のみ	7	30	5	35	5	36	14	21	13





## ○基本法制Aについて

- ・「ある程度短期集中で受講するほうが理解度が上がる」「第1部課程の講義や演習に基本法制の内容を生かすことができた」等、集中的な受講に肯定的な意見（21名）
- ・「予習範囲が広く負担が大きかった（1日で教科書を100ページ以上読む必要があった）」「復習する余裕はほとんど無かった」「理解しきれぬままに講義がどんどん進んでいった」「他の研修生との懇親の時間がとれなかった」等、負担の大きさを指摘する意見（20名）
- ・後半に演習が集中する一方で、効果測定の準備も始まるため負担が大きかった等、演習の平準化を望む意見（3名）
- ・「今の6科目を維持するのであれば、研修期間が1か月半から2か月あれば予習・復習の時間が十分にとる」等、研修期間の延長が望ましいとの意見（5名）

## ○第1部課程の演習について

- ・特に研修中盤（6～7月）において多数の演習の発表が重なり、「昼は講義が詰まっており夜に集まって準備をせざるを得ず負担だった」「期限に追われて十分な検討ができなかった」等、演習の平準化を望む意見（7名）
- ・演習の数が多く、一つ一つの演習にじっくりと取り組むことが困難なので、演習を絞り込むべき（例：事例演習（持寄型、テキスト型））との意見（3名）
- ・講義の内容を生かすことができる、周囲とのコミュニケーションがとれるという点で後半に演習が集中するのは効果的との意見（3名）



(\*)対象者27名（回答率59.3%）

## ○基本法制研修の負担感について

・短期間に集中的に受講することで効果的であったとの意見がある一方、法学の初学者にはついていけなかったとの意見もあり。

## ○第1部課程の演習について

・演習の種類が多く、一つ一つの演習の準備に十分な時間を割くことができず、議論が深まらない等の状況が見られるので絞り込むべきとの意見あり。他方で、政策立案演習については後半にまとまって行われたためしっかり時間をかけて議論ができたとの意見あり。

## ○基本法制研修Aと第1部課程の統合について

・基本的には統合に賛成の意見が多い。（受講しやすさを意図した分割に対して、大半の研修生がセットで受講しているという現実、基本法制研修を受講せず途中で研修生の輪に入る少数研修生の心理的負担、統合による研修日程の組みやすさ、等）

・他方で、基本法制研修と第1部課程が分かれていることで、研修中に気持ちを入れかえて取り組むいい機会になっていたとの意見もあり。

・仮に基本法制研修Aと第1部課程を統合するにしても、基本法制研修の効果測定と第1部課程の政策立案演習が重ならないように日程を組むべきとの意見が多い。

・政策立案に関連する講義は早めに受講できるようにとの意見あり。

## ○第2部課程について

・基本法制研修と第2部課程の間が空くことは研修生・団体双方に負担になっており、両者を連続した日程とすべきとの意見が多い。

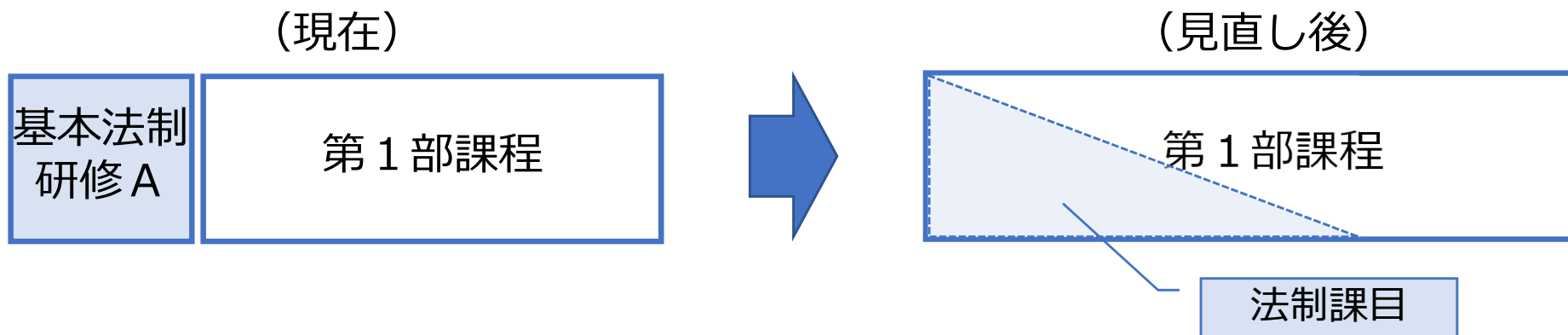


# 研修体系に係る今後の方向性について①

演習の重視、参加しやすい研修期間の設定という平成30年度の見直しの基本的な方向は踏まえつつ、地方自治体や研修生、外部講師等の関係者のご意見も参考にして、令和5年度以降は下記の方角で見直しを行ってはどうか。

- 基本法制研修を第1部課程、第2部課程及び第1部・第2部特別課程の中に取り込む。
- 基本法制研修Aについては、第1部課程における法制課目の講義期間を2～3か月程度とするなど、法制課目や演習の日程を平準化するとともに、第1部課程の研修期間全体の延長を検討する。

## 【半期ごとの開講イメージ】



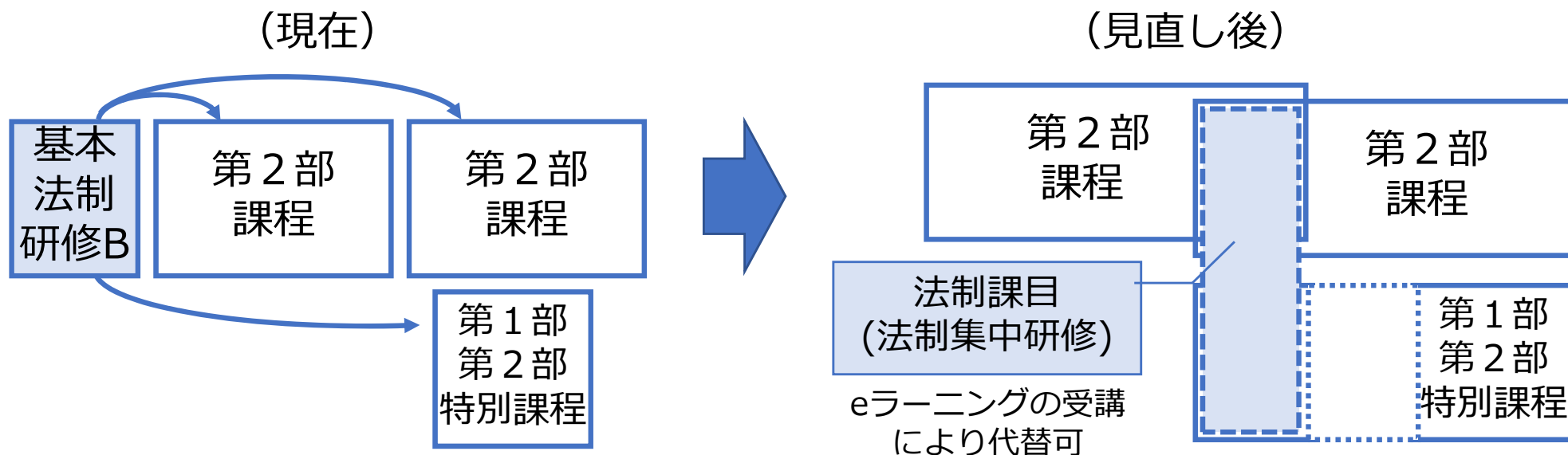
※期間後半は発表会に向けて政策立案演習を中心に編成するため、法制課目は前半に重点的に編成



## 研修体系に係る今後の方向性について②

- 基本法制研修Bについては、長期の研修派遣が難しい小規模な市町村も存在すること、第1部・第2部特別課程の研修生も受講することを考慮し、上半期、下半期ごとに2期分の第2部課程の法制課目の講義を合同で行う「法制集中研修」を実施する。
- その際、法制課目と公共政策等の講義や政策立案等の演習を連続して受講できるように、法制集中研修は2期の第2部課程の中間に実施する。その上で、小規模な団体における業務都合等の事情を考慮し、eラーニングにより法制課目を受講することも認める。
- 第1部・第2部特別課程を受講する研修生については、もともと家庭の事情等により長期の派遣が困難な職員を対象として創設された経緯等を踏まえ、法制集中研修の受講は引き続きeラーニングと選択制とする。

### 【半期ごとの開講イメージ】





# 自治大学校の専門研修課程（令和3年度）

## （税務課程 税務・徴収コース）

徴税組織の能力向上を目指す

研修期間： 年1回、宿泊研修約1か月

選考基準： 税務経験年数3年以上かつ徴収事務経験年数1年以上

定員： 120名

⇒ 修了者は「地方税徴収事務指導者」に認定

## （税務課程 会計コース）

体系的な会計教育を通じて高度な知識の習得を目指す

研修期間： 年1回、簿記会計学通信研修約2か月、宿泊研修約3か月

選考基準： 税務経験年数10年（大卒者は4年）以上、簿記検定2級以上（見込みの者も含む）

定員： 50名

⇒ 修了者は必要な税務事務経験年数を満たすと税理士試験（会計科目）免除（税理士法に基づく指定研修）

## （監査・内部統制 専門課程）

監査や内部統制の理論と実務について必要な知識と能力を備えた職員を養成

研修期間： 年1回、約1か月

定員： 50名

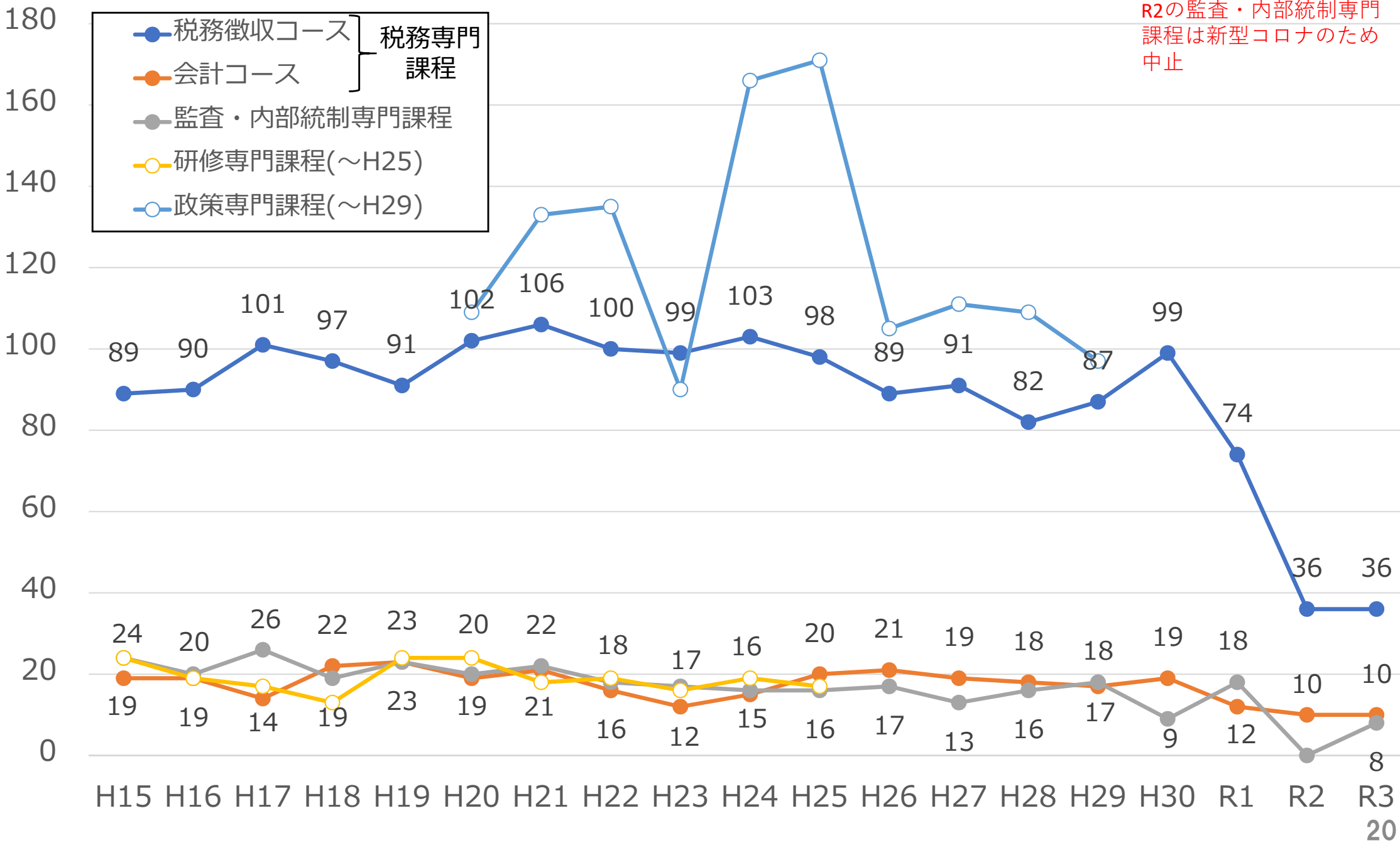
⇒ 修了者は、外部監査契約の相手方となれる監査実務に精通している者となるための実務経験年数を短縮（地方自治法に基づく指定研修）

課程を修了し、必要な知識、技能を有する者は「自治体監査実務指導者」と認定



# 専門研修課程研修生の推移

参考





# 自治大学校におけるeラーニングの活用

- 第2部課程及び第1部・第2部課程受講者のうち基本法制研修を受講しない者に対し、基本法制研修の受講者と知識のレベルをそろえるため、入校日までのeラーニングの受講を求めている。
- 自治大が運営するeラーニングシステムは、各自治体に開放しており、各自治体が実施する研修で活用することが可能となっている。
- 令和3年度地方公務員研修の実態に関する調査（未定稿）<sup>(※)</sup>によれば、6都道府県、2政令市、4中核市が自治大のeラーニングシステムを自治体が実施する研修で活用中。

(※) 調査対象は、都道府県(47)、政令市(20)、中核市(62)、県庁所在市(4)、特別区(23)、その他市町(30)

課目	時間数 (※1)	実施方法	受講確認
地方自治制度	約10時間	自治大が運営するeラーニングシステムにログインして受講。 (单元ごとにスライドが表示され、音声再生される形式)	システム上で受講状況を確認
地方公務員制度	約6時間		
地方税財政制度	約3時間		

(※1) 時間数は、スライドごとの再生時間の合計

(※2) 行政法、民法は、過去eラーニングを実施していたが、現在はテキストを活用した通信研修に移行



# 検討会の論点（案）

- 平成30年度の研修体系見直しの検証
- 一般研修課程における今後の研修体系の方向性（基本法制研修を第1部課程及び第2部課程の中に取り込むこと）について
- 各課程で取り扱う課目や演習における、現在の地方公共団体を取り巻く情勢等を踏まえた見直しについて
  - ・ 課目の体系について
  - ・ 法制経済課目の取扱いについて
  - ・ 具体の課目の編成について
  - ・ 効果測定のある方について 等
- eラーニングの活用方策について
- 専門研修課程のあり方について
- 研修参加の促進に向けた方策について